

水害ハザードマップ作成の手引き概要

改定のポイント

- ◎ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において「**早期の立退き避難が必要な区域**」を検討し、これを水害ハザードマップに明示するよう、手引きに記載。
- ◎ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、市町村において事前に「**地域における水害特性**」等を十分に分析することを推奨。
- ◎ 利活用シチュエーションに応じた「**住民目線**」の水害ハザードマップとなるよう、「**災害発生前にしっかり勉強する場面**」、「**災害時に緊急的に確認する場面**」を想定して水害ハザードマップを作成するよう手引きに記載。

第1章 総説

1.1 水害ハザードマップのあり方

- 水害ハザードマップは主に住民等の避難に活用されることを目的とし、第一に住民目線で作成されるべきもの
- 「災害発生前にしっかり勉強する場面」「災害時に緊急的に確認する場面」のシチュエーションを意識し、住民等にわかりやすく提供できるよう作成

1.2 水害ハザードマップの構成

- 水害ハザードマップは地図面と情報・学習編で構成し、利活用シチュエーションを意識しながら作成

1.3 対象とする水害

- 想定最大規模の洪水、内水、高潮、津波を対象として作成

1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ

- 「浸水想定区域図作成」→「地域における水害特性等の分析、広域避難を含む避難手法・複数災害の取り扱いに関する検討」→「水害ハザードマップ作成」→「公表・周知」→「利活用の取組」→（適宜見直し）のサイクルを推奨

1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担

- 水害ハザードマップは市町村が作成し、国及び都道府県は積極的に支援

- 利活用については市町村、都道府県、国が協力して実施
- 水害ハザードマップの作成、利活用は、浸水想定を実施する土木部局等と避難に関する検討を行う防災部局等が連携して実施

1.6 水害ハザードマップの検証及び見直し

- 施設整備の進捗、社会経済状況の変化等を考慮し、常に住民等にわかりやすい水害ハザードマップとするよう、必要に応じて検証、見直しを実施

1.7 用語の定義

第2章 水害ハザードマップの作成にあたっての基本事項の検討

2.1 地域における水害特性・社会特性の分析

- 水害ハザードマップを作成する際には、地域の水害特性や社会特性によって水害リスクは異なることから、これらを事前に十分に把握することが必要
- これら特性を踏まえた避難方法等を検討するとともに、重点的に対策を執る必要があると想定される水害を選定し、水害ハザードマップに反映

2.2 想定最大規模の水害に対する避難の検討

- 市町村は水防法等に基づき想定最大規模の水害に対する避難計画を検討し、その結果を水害ハザードマップに反映
- ただし、洪水、内水、高潮については、比較的発生頻度の高い計画規模等の水害と想定最大規模の水害とで避難者数や安全な避難場所が大きく異なる場合は、安全に2次避難場所へ避難できるよう移行判断基準、2次避難

場所等及びそこへの移動手段等を検討した上で、計画規模等の水害に対する避難計画を水害ハザードマップに反映することも考えられることから、その旨、手引きに記載（想定最大規模の浸水状況、これを念頭に2次避難方法等も記載）

- 想定最大規模の津波に対する避難については、2段階避難ではなく、「少しでも早く避難する」ことが必要

2.3 早期の立退き避難が必要な区域の検討

- 家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域等、生命・身体に直接影響を及ぼす恐れのある区域について、市町村等において「**早期の立退き避難が必要な区域**」として設定し水害ハザードマップに表示
- 一方で、災害時には、個々人がおかれた状態に応じて、自らの判断で臨

機に避難行動をとることが原則であり、その旨、水害ハザードマップに記載

2.4 市町村界を越えた広域的な避難の検討

- 浸水想定区域が市町村全域に広がり、当該市町村だけでは避難者を収容できない等の場合は、他の市町村への広域的な避難計画を検討し、その結果を水害ハザードマップに反映（広域避難の検討が必要な検討するための着眼点、広域避難を行う際の調整事項）

2.5 水害ハザードマップにおける複数災害の取扱いに関する検討

- 様々な災害の危険性があつたり、複数の河川が流れていたりする市町村では、地域における水害特性等の分析などを踏まえ、複数の災害の情報を重ねて表示すること／個別に表示すること等の表示方法の検討を実施

第3章 水害ハザードマップの作成方法

3.1 利活用シチュエーションの検討

- 利活用シチュエーションについて、いつ（平時、緊急時）、どこで（自宅、自宅外）、誰が（一般、避難行動要配慮者、外国人）の観点から整理、検討
- それぞれの利活用シチュエーションを踏まえた水害ハザードマップ（紙媒体、電子版等）を作成

3.2 水害ハザードマップの作成範囲（表示区域）

- 作成範囲は市町村の範囲に加え、住民の生活範囲なども念頭に市町村界の外側についても地図、浸水情報、避難場所等を表示

3.3 水害ハザードマップの縮尺

- 住民等が避難計画等を検討できるよう、各々の住宅、避難場所、避難経路等が判別できる縮尺（1/10,000～1/15,000程度より大きい縮尺）を標準

3.4 地図面での記載事項

- 浸水想定区域、浸水深、浸水継続時間、早期の立退き避難が必要な区域、避難経路、避難場所 等

3.5 情報・学習編での記載事項

- 予警報・避難勧告等の情報伝達方法、避難勧告・避難行動に関する事項、水害シナリオ、水害発生メカニズム、過去の水害実績、地下街等に関する

事項、避難訓練の実施に関する事項、緊急時・平時の心構え 等

3.6 多言語対応

- 外国人観光客が多い地域等は、日本語版に加えて英語版の作成も標準

3.7 作成時の注意事項

- 情報を増やし過ぎない、作成・更新にあたって住民等の意見反映、ユニバーサルデザインの観点 等

3.8 水害ハザードマップの作成支援

- 相談窓口（災害情報普及支援室 等）の設置、市町村が容易に水害ハザードマップを作成できる支援ツールの提供 等

第4章 水害ハザードマップの公表・活用方法

4.1 周知・活用の重要性

- 水害ハザードマップを水害時の住民避難に有効活用するため、作成・配布だけでなく、様々な機会を通じて継続的に周知するとともに、ワークショップ、避難訓練、防災教育等での活用を徹底して行い、理解促進に努める

4.2 周知方法

- 周知は印刷物の配布だけでなくインターネットでの公表、マスメディアを通じた広報、内容や見方の説明会の開催等定期的に幅広く行うことが重要

4.3 多様な主体と連携した水害ハザードマップの利活用

- 行政から配布、説明するだけでなく、水害ハザードマップを住民等が自ら活用し個々人の避難計画を検討する等、行政と住民等とのリスクコミュニケー

ションツールとして活用（行政は住民等が検討する機会を積極的に提供）

- 市町村と県、国との連携に加え、教育機関・民間企業等との連携が必要

4.3.1 説明会・ワークショップの実施

- 水害ハザードマップの目的、記載事項、見方・使い方、避難に関する留意事項等について説明会、ワークショップ、出前講座などを通じて説明

4.3.2 避難訓練、情報伝達訓練等での活用

- 避難訓練時に水害ハザードマップで各地域の水害リスク等を確認する、情報・学習編を活用し避難時の携行品、備蓄品等を確認する等、水害ハザードマップを活用した避難訓練等を実施

4.3.3 防災教育の推進

- 総合学習等、学校教育カリキュラムでの活用、地域の防災リーダーの育成

4.4 避難の実行性を高めるための工夫

4.4.1 住民自ら手を動かす取組の推進

- 水害ハザードマップに自ら記載する欄を設定し、記載方法の説明会を実施
- 自治会単位での水害ハザードマップの作成（地区防災計画との連携）
- マイ防災マップ、災害避難カードの作成の取組での活用

4.4.2 まるごとまちごとハザードマップ

- まるごとまちごとハザードマップの取組推進